令和３年度

愛知県後期高齢者医療広域連合
一般会計及び後期高齢者医療特別会計
決　算　審　査　意　見　書

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員

４愛後広監第９号
令和４年７月28日

愛知県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　太　田　稔　彦　様

愛知県後期高齢者医療広域連合

監査委員　船　戸　　淳

監査委員　稲　葉　民　治

令和３年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算の審査意見の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第２項の規定により審査に付された令和３年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類の審査に対する意見書を、別紙のとおり提出します。

愛知県後期高齢者医療広域連合
一般会計及び後期高齢者医療特別会計
決　算　審　査　意　見　書

目　　次

第１　審査の対象 …… 1

第２　審査日 …… 1

第３　審査の方法 …… 1

第４　審査の結果 …… 1

第５　決算の概要

1　総括 …… 1

2　一般会計

(1)　概況 …… 2

(2)　歳入 …… 2・3

(3)　歳出 …… 4・5

3　後期高齢者医療特別会計

(1)　概況 …… 6

(2)　歳入 …… 6～8

(3)　歳出 …… 9・10

4　財産に関する調書 …… 11

第６　審査意見

1　一般会計について …… 12

2　後期高齢者医療特別会計について …… 12・13

3　むすび …… 14

意見書の記述に当たって

1　比率（%）は、原則として係数ごとに小数点以下第３位を四捨五入した。
2　表中の符号等の用法は、次のとおりである。
(1)　「△」：マイナスを表す。
(2)　「－」：該当数値のないもの
(3)　「0.00」：該当数値はあるが、単位未満のもの

令和３年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算審査意見

第１　審査の対象

１　令和３年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算

２　令和３年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第２　審査日

令和４年７月28日

第３　審査の方法

愛知県後期高齢者医療広域連合監査基準の規定に従い、審査に付された一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類について、関係職員の説明を聴取するとともに、定例監査及び例月出納検査の結果も参考にして、計数の正確性、事務処理の適否、更に予算執行上の適否について実施した。

第４　審査の結果

各会計の決算書及び附属書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で内容も適正であると認められた。

なお、予算の執行状況についても、適法であり、適正に執行されているものと認められた。

審査の結果の概要及び意見は、次のとおりである。

第５　決算の概要

１　総括

令和３年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算収支は、次表のとおりである。

令和３年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算収支状況表

区分	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出 差引額 ③ (①−②)	翌年度へ繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤ (③−④)	令和２年度 実質収支額 ⑥	単年度収支額 (⑤−⑥)
一般会計	円 1,598,356,696	円 1,455,975,493	円 142,381,203	円 0	円 142,381,203	円 19,617,512	円 122,763,691
後期高齢者医療特別会計	956,628,150,153	904,883,604,205	51,744,545,948	0	51,744,545,948	30,294,856,607	21,449,689,341
合計	958,226,506,849	906,339,579,698	51,886,927,151	0	51,886,927,151	30,314,474,119	21,572,453,032

2　一般会計

(1)　概況

令和３年度の一般会計歳入歳出予算現額は、1,631,951,000円であり、決算額は次のとおりである。

歳　入　　1,598,356,696円（予算現額に対する割合　97.94%）
歳　出　　1,455,975,493円（予算現額に対する割合　89.22%）
差引額　　142,381,203円

(2)　歳入

一般会計の款別歳入決算は、次表のとおりである。

一般会計歳入決算状況表

款　名	予算現額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	不納欠損額	収入未済額	予算現額に対する執行率 ③／①	調定額に対する収入率 ③／②
	円	円	円	円	円	%	%
分担金及び負担金	1,314,749,000	1,314,749,000	1,314,749,000	0	0	100	100
国庫支出金	199,170,000	166,933,000	166,933,000	0	0	83.81	100
寄附金	1,000	0	0	0	0	0	－
繰入金	1,000	0	0	0	0	0	－
繰越金	114,873,000	114,873,552	114,873,552	0	0	100	100
諸収入	3,157,000	1,801,144	1,801,144	0	0	57.05	100
合　計	1,631,951,000	1,598,356,696	1,598,356,696	0	0	97.94	100

一般会計歳入決算額は、1,598,356,696円であり、予算現額1,631,951,000円に対し執行率は97.94%、調定額に対する収入率は100%となっており、収入済額の主な内容は次のとおりである。

分担金及び負担金は、構成市町村からの事務費負担金1,314,749,000円である。（負担金の市町村別内訳は、３ページの表のとおり。）

国庫支出金は、長寿・健康増進事業等の財源である調整交付金157,814,000円などである。

繰越金は、前年度からの繰越金114,873,552円である。

諸収入は、レセプト等データ抽出に係る手数料1,685,970円などである。

一般会計事務費負担金の市町村別内訳

区分 市町村	負担金額	構成比
	円	%
名古屋市	365,951,895	27.83
豊橋市	61,218,707	4.66
岡崎市	59,392,689	4.52
一宮市	65,926,631	5.01
瀬戸市	24,972,658	1.90
半田市	20,810,092	1.58
春日井市	52,403,492	3.99
豊川市	32,124,764	2.44
津島市	13,078,492	1.00
碧南市	13,562,649	1.03
刈谷市	23,650,646	1.80
豊田市	64,100,702	4.88
安城市	29,351,125	2.23
西尾市	29,060,015	2.21
蒲郡市	16,464,720	1.25
犬山市	15,103,819	1.15
常滑市	12,076,631	0.92
江南市	19,264,272	1.47
小牧市	25,892,391	1.97
稲沢市	24,726,204	1.88
新城市	11,122,624	0.85
東海市	19,585,633	1.49
大府市	15,982,317	1.22
知多市	16,362,220	1.24
知立市	12,563,330	0.96
尾張旭市	15,904,217	1.21
高浜市	9,218,212	0.70
岩倉市	10,026,130	0.76
豊明市	13,556,802	1.03
日進市	15,657,206	1.19
田原市	12,491,813	0.95
愛西市	13,707,018	1.04
清須市	12,940,703	0.98
北名古屋市	15,977,473	1.22
弥富市	9,580,712	0.73
みよし市	10,588,775	0.81
あま市	16,863,578	1.28
長久手市	10,080,982	0.77
東郷町	8,938,870	0.68
豊山町	4,783,274	0.36
大口町	6,109,883	0.46
扶桑町	8,200,392	0.62
大治町	7,121,117	0.54
蟹江町	8,295,973	0.63
飛島村	3,235,857	0.25
阿久比町	7,004,289	0.53
東浦町	10,379,295	0.79
南知多町	5,890,275	0.45
美浜町	6,229,804	0.47
武豊町	9,220,406	0.70
幸田町	8,424,084	0.64
設楽町	3,655,659	0.28
東栄町	3,214,114	0.24
豊根村	2,703,369	0.21
合　　計	1,314,749,000	100

(3) 歳出

一般会計の款別歳出決算は、次表のとおりである。

一般会計歳出決算状況表

款　名	予算現額 ①	支出済額 ②	翌年度 繰越額 ③	不用額 ①－②－③	予算現額 に対する 執行率 ②／①	構成比
	円	円	円	円	%	%
議会費	4,098,000	3,965,935	0	132,065	96.78	0.25
総務費	761,513,000	690,362,293	0	71,150,707	90.66	46.66
民生費	865,339,000	761,647,265	0	103,691,735	88.02	53.03
公債費	1,000	0	0	1,000	0	0.00
予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0.06
合　計	1,631,951,000	1,455,975,493	0	175,975,507	89.22	100

一般会計歳出決算額は、1,455,975,493円で、予算現額1,631,951,000円に対し執行率89.22%となっており、支出済額の主な内容は次のとおりである。(節別及び性質別決算額は、５ページの表のとおり。)

議会費は、議員報酬1,673,000円、議会会場借上料1,928,800円などである。

総務費は、通信運搬費56,474,767円、電算システム運用保守委託料142,161,705円、電算システム機器等賃借料87,709,920円、派遣職員人件費負担金302,865,343円などである。

民生費は、通信運搬費191,822,299円、被保険者証作成等業務委託料94,910,658円、給付管理事務委託料231,463,228円、二次レセプト点検等業務委託料98,000,300円などである。

なお、不用額の主な内容は、次のとおりである。

総務費では、超過勤務の削減に努め、執行額が見込みを下回ったことによる時間外勤務手当の減、見込みを下回ったことによる市町村に交付する特別対策補助金及び派遣職員人件費負担金の減、対象者及び送料の単価が見込みを下回ったことによるマイナンバーカード取得促進に係る通信運搬費の減、改修規模が見込みより縮小したことによる電算システム改修委託料の減、単価が見込みを下回ったことによる電算処理システム運用保守委託料の減などである。

民生費では、執行額が見込みを下回ったことによるデータ入力等業務委託料及びルート集配業務委託料委託料の減、医療費通知等に係る郵送件数が見込みを下

回ったことによる通信運搬費の減、手数料の算出基礎となる委託先からの納付額が見込みを下回ったことによる第三者行為損害賠償求償事務手数料の減、レセプト等の件数が見込みを下回ったこと等による給付管理事務委託料及び二次レセプト点検等業務委託料の減、保養所の利用者数が見込みを下回ったことによる協定保養所利用助成金の減、受診者数が見込みを下回ったことによる歯科健康診査補助金の減などである。

節別決算状況表

節　名	決算額	構成比
	円	%
報　酬	6,968,600	0.48
職員手当等	11,491,451	0.79
共済費	1,077,029	0.07
災害補償費	0	0.00
報償費	0	0.00
旅　費	1,361,820	0.09
交際費	0	0.00
需用費	3,611,573	0.25
役務費	283,304,805	19.46
委託料	676,132,667	46.44
使用料及び賃借料	95,653,011	6.57
工事請負費	0	0.00
備品購入費	1,225,345	0.08
負担金、補助及び交付金	359,596,835	24.70
償還金、利子及び割引料	14,877,000	1.02
繰出金	675,357	0.05
予備費	0	－
合　計	1,455,975,493	100

3　後期高齢者医療特別会計

(1)　概況

令和３年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算現額は、940,923,983,000円であり、決算額は次のとおりである。

歳　　入　956,628,150,153円（予算現額に対する割合101.67%）
歳　　出　904,883,604,205円（予算現額に対する割合 96.17%）
翌年度繰越額　0円
差　引　額　51,744,545,948円

(2)　歳入

後期高齢者医療特別会計の款別歳入決算は、次表のとおりである。

後期高齢者医療特別会計歳入決算状況表

款　名	予算現額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	不納欠損額	収入未済額	予算現額に対する執行率 ③／①	調定額に対する収入率 ③／②
	円	円	円	円	円	%	%
市町村支出金	175,576,821,000	175,992,014,380	175,992,014,380	0	0	100.24	100
国庫支出金	267,196,843,000	290,053,685,690	290,053,685,690	0	0	108.55	100
県支出金	74,154,691,000	71,783,826,113	71,783,826,113	0	0	96.80	100
支払基金交付金	371,272,525,000	366,004,774,000	366,004,774,000	0	0	98.58	100
特別高額医療費共同事業交付金	268,995,000	412,587,281	412,587,281	0	0	153.38	100
寄附金	1,000	0	0	0	0	0	－
繰入金	1,757,000	675,357	675,357	0	0	38.44	100
繰越金	50,996,831,000	50,996,831,114	50,996,831,114	0	0	100	100
県財政安定化基金借入金	1,000	0	0	0	0	0	－
諸収入	1,455,518,000	2,283,395,217	1,383,756,218	1,218,283	898,420,716	95.07	60.60
合　計	940,923,983,000	957,527,789,152	956,628,150,153	1,218,283	898,420,716	101.67	99.91

後期高齢者医療特別会計歳入決算額は、956,628,150,153円で、予算現額940,923,983,000円に対し執行率は101.67%、調定額に対する収入率は99.91%となっており、収入済額の主な内容は、次のとおりである。

市町村支出金は、保険料等負担金として、市町村が被保険者から徴収した保険料を広域連合へ納付する保険料等負担金106,787,474,603円及び療養給付費の市町村負担分である療養給付費負担金69,204,539,777円である。（負担金の市町村別内訳は、８ページの表のとおり。）

国庫支出金は、療養給付費負担金225,234,629,284円などである。

県支出金は、療養給付費負担金65,758,187,978円などである。

支払基金交付金は、国民健康保険、被用者保険などの現役世代からの支援分である後期高齢者交付金366,004,774,000円である。

特別高額医療費共同事業交付金は、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するために国民健康保険中央会が行う共同事業からの交付金412,587,281円である。

繰越金は、前年度からの繰越金50,996,831,114円である。

諸収入は、第三者納付金994,019,595円などである。

収入未済額は、国及び県の指導による医療機関からの返納金896,912,716円及び第三者納付金1,508,000円であり、不納欠損額は、時効の成立による1,218,283円である。

後期高齢者医療特別会計各種負担金の市町村別内訳

区分 / 市町村	市町村負担金			合　計
	保険料等負担金		療養給付費負担金	
	保険料負担金	基盤安定負担金		
	円	円	円	円
名古屋市	28,293,168,284	5,108,345,815	22,885,894,000	56,287,408,099
豊橋市	4,194,272,003	844,297,284	3,538,000,000	8,576,569,287
岡崎市	4,385,847,378	697,377,004	2,785,764,000	7,868,988,382
一宮市	4,277,699,974	1,024,753,418	3,954,318,997	9,256,772,389
瀬戸市	1,736,084,740	357,431,664	1,465,297,000	3,558,813,404
半田市	1,309,314,284	243,113,030	936,492,000	2,488,919,314
春日井市	4,161,649,152	661,417,527	3,034,915,000	7,857,981,679
豊川市	2,163,689,182	413,547,450	1,651,170,000	4,228,406,632
津島市	771,559,850	165,250,168	690,982,000	1,627,792,018
碧南市	830,214,400	133,787,765	537,640,000	1,501,642,165
刈谷市	1,762,155,920	205,770,289	997,665,000	2,965,591,209
豊田市	5,174,806,464	645,107,001	3,304,646,000	9,124,559,465
安城市	2,089,432,200	269,801,240	1,210,000,000	3,569,233,440
西尾市	1,949,745,000	329,851,342	1,359,718,000	3,639,314,342
蒲郡市	968,371,800	226,828,699	991,560,000	2,186,760,499
犬山市	1,044,275,640	179,707,144	831,708,000	2,055,690,784
常滑市	642,906,720	140,704,398	556,786,000	1,340,397,118
江南市	1,217,805,000	251,295,963	1,050,297,000	2,519,397,963
小牧市	2,064,197,070	290,457,566	1,153,101,000	3,507,755,636
稲沢市	1,707,911,000	303,122,067	1,477,000,000	3,488,033,067
新城市	649,781,800	134,557,931	531,855,000	1,316,194,731
東海市	1,300,496,100	208,424,744	971,750,000	2,480,670,844
大府市	1,081,067,460	149,300,062	665,181,000	1,895,548,522
知多市	1,118,792,120	174,188,727	833,433,000	2,126,413,847
知立市	791,351,580	103,875,310	500,710,000	1,395,936,890
尾張旭市	1,156,892,900	175,201,586	802,000,000	2,134,094,486
高浜市	441,398,640	73,487,424	318,255,337	833,141,401
岩倉市	576,076,400	104,085,018	431,255,000	1,111,416,418
豊明市	947,879,189	143,930,565	660,361,883	1,752,171,637
日進市	1,162,578,400	126,730,533	673,161,000	1,962,469,933
田原市	669,463,100	149,197,376	534,164,420	1,352,824,896
愛西市	844,164,334	173,129,494	742,404,064	1,759,697,892
清須市	804,101,420	134,869,160	584,877,000	1,523,847,580
北名古屋市	1,064,322,436	183,947,332	790,000,000	2,038,269,768
弥富市	526,595,870	97,470,360	456,621,167	1,080,687,397
みよし市	622,497,400	76,285,715	379,730,941	1,078,514,056
あま市	1,049,394,070	207,819,733	833,523,000	2,090,736,803
長久手市	603,655,385	64,052,053	311,138,000	978,845,438
東郷町	511,727,344	74,775,623	367,896,000	954,398,967
豊山町	187,495,100	28,427,525	129,645,812	345,568,437
大口町	295,370,195	44,038,648	189,371,000	528,779,843
扶桑町	478,775,500	72,515,312	344,825,000	896,115,812
大治町	309,470,950	59,581,476	245,604,000	614,656,426
蟹江町	437,161,300	81,821,867	367,813,000	886,796,167
飛島村	71,359,000	9,980,707	47,436,433	128,776,140
阿久比町	350,406,200	53,485,334	251,513,000	655,404,534
東浦町	627,503,664	97,550,781	489,000,000	1,214,054,445
南知多町	213,755,577	67,353,529	272,780,133	553,889,239
美浜町	271,593,940	60,165,871	256,910,000	588,669,811
武豊町	488,441,650	89,425,603	349,875,515	927,742,768
幸田町	407,074,800	63,393,744	296,011,987	766,480,531
設楽町	85,958,440	28,113,016	85,224,000	199,295,456
東栄町	48,359,520	20,084,967	55,087,088	123,531,575
豊根村	17,172,480	7,000,318	22,172,000	46,344,798
合　計	90,957,240,325	15,830,234,278	69,204,539,777	175,992,014,380

(3) 歳出

後期高齢者医療特別会計の款別歳出決算は、次表のとおりである。

後期高齢者医療特別会計歳出決算状況表

款　名	予算現額 ①	支出済額 ②	翌年度 繰越額 ③	不用額 ①－②－③	予算現額 に対する 執行率 ②／①	構成比
保険給付費	円 889,659,683,000	円 868,684,940,181	円 0	円 20,974,742,819	% 97.64	% 94.55
県財政安定化基金拠出金	331,545,000	331,544,077	0	923	99.99	0.04
特別高額医療費共同事業拠出金	439,682,000	391,864,292	0	47,817,708	89.12	0.05
保健事業費	4,250,583,000	3,540,161,590	0	710,421,410	83.29	0.45
公債費	23,957,000	0	0	23,957,000	0	0.00
諸支出金	31,938,915,000	31,935,094,065	0	3,820,935	99.99	3.39
予備費	14,279,618,000	0	0	14,279,618,000	0	1.52
合　計	940,923,983,000	904,883,604,205	0	36,040,378,795	96.17	100

後期高齢者医療特別会計歳出決算額は、904,883,604,205円で、予算現額940,923,983,000円に対し執行率96.17%となっており、支出済額の主な内容は次のとおりである。(節別及び性質別決算額は、10ページの表のとおり。)

保険給付費は、療養諸費825,640,929,618円などである。

県財政安定化基金拠出金は、後期高齢者医療の財政安定化を図る目的で県に造成された基金への拠出金331,544,077円である。

特別高額医療費共同事業拠出金は、国民健康保険中央会が行う共同事業に拠出する特別高額医療費共同事業拠出金391,407,435円などである。

保健事業費は、健康診査を市町村に委託した委託料3,393,362,261円などである。

諸支出金は、各種負担金・交付金等の過年度分精算額31,792,096,282円などである。

なお、不用額の主な内容は、次のとおりである。

保険給付費では、一人当たり医療給付費が見込みを下回ったことによる療養給付費及び訪問看護療養費の減、レセプト件数が見込みを下回ったことによる審査支払手数料の減、支給件数が見込みを下回ったことによる高額介護合算療養費の減などである。

保健事業費では、健康診査の受診者数が見込みを下回ったことによる健康診査事業委託料の減、実施予定市町村数が見込みを下回ったことによる保険介護一体事業委託料の減などである。

節別決算状況表

節　　名	決 算 額	構 成 比
	円	%
委 託 料	4,997,203,147	0.55
負担金、補助及び交付金	867,951,306,993	95.92
償還金、利子及び割引料	31,935,094,065	3.53
繰 出 金	0	−
予 備 費	0	−
合　　計	904,883,604,205	100

4　財産に関する調書

令和３年度における財産の取得及び処分の異動状況は、次のとおりである。

(1)　公有財産

本年度末における公有財産はサーバー室エアコン一式であり、本年度中の異動はない。

(2)　物品

本年度末における取得価格1,000,000円以上の物品は、「電算処理システム」一式であり、本年度中の異動はない。

(3)　債権

年度中の増減については、95,200,000円減少し、本年度末における債権は、不当利得返還金で1,595,288,300円である。

(4)　基金

本年度末における基金はなく、本年度中の異動はない。

以上が令和３年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の審査の概要である。

第６　審査意見

１　一般会計について

一般会計は、市町村からの負担金、後期高齢者医療制度事業費補助金や調整交付金等の国の補助金を歳入とし、職員人件費を始めとする事務局の運営経費及び電算システムの維持管理費等を歳出としている。

決算の状況は、歳入歳出予算現額それぞれ 1,631,951,000 円に対し、歳入決算額は 1,598,356,696 円で、予算現額を 33,594,304 円下回り、歳出決算額は 1,455,975,493 円で、市町村に交付する特別対策補助金における執行残などにより、175,975,507 円の不用額が生じ、その結果、歳入歳出差引額は 142,381,203 円となっている。

愛知県後期高齢者医療広域連合は県内の全市町村により設立された特別地方公共団体であり、事務局の運営経費である職員人件費、印刷等業務委託料、電算システムに係る運用保守委託料等の経費については、各市町村からの事務費負担金を財源としている。

現下の厳しい市町村財政の中、事務局の運営経費については、効率的な執行に努めた結果、142,381,203 円の歳入歳出差引額が生じたものであり、適正な予算執行が行われているものと認められる。

なお、令和４年 10 月に被保険者の窓口負担割合の見直しが予定されていることから、被保険者が混乱することなく、制度を十分に理解し、安心して適切な医療を受けることができるよう、市町村等の協力を得ながら、パンフレット、ホームページ等により、実効性のある広報活動に努められたい。

また、市町村が実施した歯科健康診査事業等への助成事業においては、被保険者の健康づくりを推進するため、引き続き市町村との連携強化を図られたい。

２　後期高齢者医療特別会計について

後期高齢者医療特別会計は、被保険者からの保険料を含む市町村負担金、国の負担金・補助金、県の負担金、現役世代からの支援分である支払基金交付金等を歳入とし、保険給付費、保健事業に係る経費等を歳出としている。

決算の状況は、歳入歳出予算現額それぞれ 940,923,983,000 円に対し、歳入決

算額は956,628,150,153円で、予算現額を15,704,167,153円上回り、歳出決算額は904,883,604,205円で、36,040,378,795円の不用額が生じ、その結果、歳入歳出差引額は51,744,545,948円となっている。

歳入歳出差引額の約517億円余は、過去最高であった令和２年度の約500億円を上回る金額となっているが、これは、国庫負担金等が予算額を上回って交付されたこと並びにコロナ禍の影響により保険給付費が見込みを下回ったこと及び前年度繰越金の増額分を財源として増額補正した予備費の執行がなかったこと等による剰余金であり、予算執行は適正に行われているものと認められる。

なお、この剰余金については、新たに設置した財政調整基金への積立てを含め、今後の保険料率の改定時の財源として、有効に活用していただきたい。

制度の重要な財源である被保険者からの保険料の収納については、市町村との緊密な連携のもとに行ってきた収納率向上の取り組みの結果、令和３年度の保険料収納率は99.71%と前年度より0.01ポイント向上しており、被保険者負担の公平の観点から、引き続き保険料の収納確保に努められたい。

なお、令和２年度から実施している新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等を理由とする保険料の減免について、対象となる被保険者が減免を受けられるよう、制度の周知・広報を的確に実施されたい。

また、諸収入においては、時効の成立を理由として不納欠損とされた返納金が1,218,283円あるとともに、医療機関などからの返納金等による収入未済額が、令和２年度以前分の890,539,891円を含め、898,420,716円ある。返納金等については、適正な債権管理に努めるとともに、公正公平の観点から、早期の収納を図り、収入未済の解消に向けて一層努力されたい。

一方、歳出面では、令和３年度の一人当たり医療費は、おおむね新型コロナウイルス感染症の発生前の水準にまで戻りつつあるとともに、今後、団塊の世代の75歳到達による被保険者の増加や医療の高度化等により、医療費の更なる増加が見込まれる。医療費の適正化の観点から、国民健康保険団体連合会に委託して実施しているレセプトの二次点検、後期高齢者医療と介護保険の給付情報の突合による給付調整に加え、ジェネリック医薬品利用促進のための差額通知、重複・頻回受診者に対する訪問指導等を引き続き適切に実施されたい。

また、健康診査事業については、全市町村に委託して実施しているが、生活習

慣病を早期に発見し、重症化の予防を図るため、市町村と連携して、受診率の向上を図られたい。

さらに、令和２年度から制度化された高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施は、広域連合が保健事業の一部を構成市町村に委託して行うものであり、令和３年度は21市町村（令和２年度８市町村）において事業が実施された。令和６年度までに全市町村で事業が実施できるよう、構成市町村と十分に協議及び連携を行い、市町村が効果的かつ効率的に取組を進めることができるよう努められたい。

3　むすび

高齢化の進行により被保険者数は、年々増加し続けており、令和３年度には県内の被保険者が100万人を突破した状況である。さらに、令和４年度以降からは団塊の世代が後期高齢者になり始めるため、被保険者のさらなる増加が見込まれている。

一方で、少子化の影響により現役世代は減少傾向にあり、加えて医療の高度化による医療費の増大等、高齢者を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況が続くものと考えられる。

後期高齢者医療制度の安定的運営を確保するためには、保険料収納対策や医療費の適正化等の各事業の実施が重要である。事業実施に当たっては、国の制度設計や施策の動向を注意しつつ、事業効果を常に念頭に、市町村等の関係機関と連携を図りながら、より一層効率的な事業の推進に努められたい。

なお、後期高齢者医療制度については、令和４年10月から窓口負担割合に２割の区分が創設されるといった制度改正が行われ、今後も中長期的な視点に立った社会保障制度改革の検討が進むことが予想されることから、今後も国における検討の動向を注視しながら情報収集に努め、安定的な運営の継続に必要な対応を図られたい。